

債権者 各位

第2回債権者集会の質疑応答の概要

令和4年6月28日
破産者株式会社クレジエンテ外
各破産管財人 弁護士 岡田 隆

破産者株式会社クレジエンテ及びその関連会社の第2回債権者集会は、令和4年6月28日午後2時00分から東京地方裁判所において開催されました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等により、ご出席を見合わせた債権者もおられると思われることから、第2回債権者集会において債権者から頂いたご質問と、それに対する破産管財人の回答の概要について、以下のとおり報告を申し上げます。

- 1、(質問) クレジエンテの決算書では、極めて多額の販売手数料と業務委託費が計上されていますが、これは何でしょうか。

(回答) 販売手数料は、クレジエンテの会員に対する販売活動の成果報酬(ボーナス、コミッション)の支払と思われます。業務委託費は、クレジエンテが事業活動のため使用した社員以外の業務委託者に対する支払と思われます。
- 2、(質問) クレジエンテの決算書では、新型コロナウイルス感染症の流行の前から粗利が低く経常利益もマイナスになっています。すると、クレジエンテの破綻原因は新型コロナウイルス感染症の流行ではないのでしょうか。

(回答) 令和2年6月に代表者が交代したころから経営状態は悪化していたものと思われます。その後、新型コロナウイルス感染症の影響で対面販売(勧誘)ができなくなり、自転車操業に近い状態であったクレジエンテは、資金繰りが破綻したものと思われます。
- 3、(質問) 代表者らに対する責任追及の手段として破産申立は検討できないのでしょうか。

(回答) 破産管財人が債権者として破産申立をすることは、相当な費用を要する一方で、破産財団は多額ではないため、慎重に検討することになります。

- 4、(質問) 債権者に対し、クレジエンテの預金取引の履歴(預金通帳)を開示して頂けないのでしょうか。
- (回答) 預金取引も多数あり、開示を希望する全ての債権者に交付等することも不可能であるため、慎重に検討することにします。
- 5、(質問) クレジエンテや役員らが海外(ドバイ等)に預金口座を保有していると聞いていますが、いかがでしょうか。
- (回答) クレジエンテは、過去に会社名義で海外(ドバイ)に預金口座を開設したこともあるようですが、ずいぶん前に既に閉鎖したと報告を受けており、現在の決算書にも計上されていません。それ以上の海外預金の調査は困難であり、何か具体的な情報があれば破産管財人に対しご提供をお願い申し上げます。
- 6、(質問) クレジエンテは、多くの資金を集めていたようであり、債権者や債権額も多額に上っています。その集めた金員は、一体何に使われてしまったのでしょうか。
- (回答) 破産管財人も、多額の金員を集めたものの現在ではその金員が残っていないことから、一体何に使われたのかということには注目をして調査をしています。現時点では、資金の多くは、非常に贅沢で高額な経費の支出、前代表者らに対する高額な報酬等の支払、会員に対する販売手数料(ボーナス、コミッション)の支払、等にその大半が支出されたものと思われま
- 7、(質問) 破産直前の太陽光発電事業への投資について、中心的役割を担ったのは誰なののでしょうか。その責任追及はできないのでしょうか。
- (回答) 破産直前に、芦屋の不動産の売却代金残金1億8400万円が、投資名目で消失してしまったことは大きな問題です。第1に、そのような意思決定をした役員
- 8、(質問) 代表者が交代したのは前代表者が破産を示唆したからとのことですが、その後、現代表者らが、スーパーマキシモコース等の商品を利用したり、少人数私募債を募集する等して、更に資金を集めた行為は、違法性が高いのではないのでしょうか。

(回答) 代表者が交代した時点では破産を予定しておらず事業継続を意図していたとのことであり、現に事業が継続されてきたこと等からすると、当時クレジエンテが客観的・主観的に破綻状態であったかどうかは検討を要すると思われます。

破産管財人としては、資金募集の違法性等の追及はさておき、会社の資金が流出したこと等について役員らの責任を追及することを検討し、また、資金の流れを明らかにしたいと考えています。

(以上)